

静岡県企業局管理規程第14号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年 9月29日

静岡県公営企業管理者

企業局長 黒田 晶信

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4 (略)				別表第4 (略)			
健康診査又は予防接種受診等回数表				健康診査又は予防接種受診等回数表			
健康診査等の区分		回数	備考	健康診査等の区分		回数	備考
(略)				(略)			
予防 接種	ジフテリア、百日 せき、急性灰白髄 炎（ポリオ）、麻 しん、風しん、日 本脳炎、破傷風、 結核、H i b感染 症、肺炎球菌感染 症（小児がかかる ものに限る。）、水 痘、その他管理者 が認めるもの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。	予防 接種	ジフテリア、百日 せき、急性灰白髄 炎（ポリオ）、麻 しん、風しん、日 本脳炎、破傷風、 結核、H i b感染 症、肺炎球菌感染 症（小児がかかる ものに限る。）、水 痘、 <u>B型肝炎</u> その 他管理者が認める もの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。